

文書による指摘事項及び改善状況（令和4年度）

監査対象法人名	指導監査 実施年月日	指摘内容	是正改善状況
社会福祉法人 地蔵院福社会	令和4年11月16日	<p>1 法人運営 特になし。</p> <p>2 会計・経理</p> <p>(1) 本部会計における「会計責任者」と「出納責任者」について 現状は、本部会計について「会計責任者」と「出納責任者」が同一人物となっている。兼務を避け、内部統制に配慮した体制とするべきである。</p> <p>(2) リース取引の注記について 経理規程第49条（リース会計）の文言と、計算書類に対する注記（リース取引の処理方法）が整合していない。つまり、注記では、所有権移転外ファイナンスリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法との記載であるが、所有権移転外ファイナンスリースについては、売買取引に係る方法に準じた会計処理となっており、注記の文言の修正が必要である。</p> <p>(3) 財産目録の「使用目的等」の記載について 財産目録の「使用目的等」の項目に、「第1種社会福祉事業に使用している」旨の記載がある。当該法人の事業内容は保育事業であり、第2種社会福祉事業の記載が正しい為、修正する必要がある（定款 第1条「第2種社会福祉事業」）。</p>	<p>2</p> <p>(1) 改善済</p> <p>(2) 改善済</p> <p>(3) 改善済</p>